



第20号発議案

拉致事件の即時解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者 総務文教委員長 横尾幸秀

新潟県議会議長 岩村良一様

拉致事件の即時解決を求める意見書

本年9月16日に、「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！ 国民大集会」が開催された。

小泉元総理が訪朝し、金正日総書記が拉致を認めて謝罪してから17年を迎えたが、未だ解決に至っていないことは、痛恨の極みである。拉致問題の解決は、何よりも政府が主体的に取り組むとともに、あらゆるチャンスを逃すことなく、早期解決に向けて取り組む必要がある。

安倍総理は、前提条件を付けずに北朝鮮首脳と会う意向を国連総会で示しているが、被害者の家族は高齢となり一刻の猶予もない中で、北朝鮮は、日本の動きを注視していると言われていたことから、拉致被害者の即時帰国という我々の決意を明確に示さなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、あらゆるチャンスを逃すことなく、積極的に北朝鮮に働きかけるとともに、国際的連携のもと、あらゆる手段を講じて全拉致被害者の即時一括帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

新潟県議会議長 岩村良一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	茂木敏充様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	菅義偉様



第21号発議案

私学助成の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者 総務文教委員長 横尾幸秀

新潟県議会議長 岩村良一様

私学助成の充実を求める意見書

少子高齢化の進行により人口が急速に減少する中で、Society 5.0時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められている。今後も我が国が持続可能な社会を維持していくためには、次代を担う子どもたちへの教育が最重要課題となっており、私立中学高等学校は国が推進する「新たな教育」への対応が求められている。

一方で、私立中学高等学校では、これまで保護者負担の増加を抑えるべく授業料の改定を極力行わないなど、厳しい経営状況の中で自助努力を重ねてきたものの、さらに「新たな教育」への環境を整備するには、限界ともいえる状況にある。

公教育は、公私相まつの教育体制が維持されてこそ健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応え得るものであり、私立中学高等学校は、建学の精神に立脚し、質・量の両面にわたって我が国教育の振興に大きな役割を果たしている。

また、教育は国の礎であり国家百年の大計であることから、私立中学高等学校に対する助成の充実については、国の責務として万全の措置がなされなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

新潟県議会議長 岩村良一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
文部科学大臣	萩生田光一様



第22号発議案

地方の地域医療を守ることを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者 厚生環境委員長 青 柳 正 司

新潟県議会議長 岩 村 良 一 様

地方の地域医療を守ることを求める意見書

日本が直面している急速な高齢化は、必要とされる医療の内容に変化をもたらし、複数の慢性疾患を抱えながら老年期の自立と生活の質の向上を支える医療が中心となっている。他方、進展する人口減少により患者数そのものが減少するとともに、地域医療を支える医師や看護人材の不足など、地方の病院は困難な経営を強いられている。

これらを背景に、自治体が設置する病院をはじめとする公立・公的医療機関が、民間病院が引き受けにくい不採算医療や高度医療を担って地域医療を支えている現状がある。高齢者や地域住民が、住み慣れた地域で自立した生活を送るための医療体制の維持は、辛うじてなされているかどうかの状況となっている。

一方、国は、病床機能報告制度・地域医療構想の策定・地域包括ケアの推進・診療報酬の改定による在宅復帰の推進など、医療・介護分野の改革を進めてきた。また、今般厚生労働省は、「再編・統合の議論が必要」と判断した医療機関名を公表するという異例の対応に踏み切った。医療費を抑制することがねらいと考えられるが、地域に住み続けるために必要不可欠な医療の提供体制の検討に当たっては、地方の実態を見るとともに、声をよく聴く必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、地方の地域医療を守っていくために、下記の事項を強く要望する。

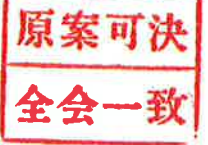
記

- 1 国の医療制度改革に当たっては、地方の実情に十分配慮すること。
 - 2 不採算医療を担うという自治体が設置する病院等の公立・公的医療機関の役割に鑑み、交付金をはじめとした支援に意を用いること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

新潟県議会議長 岩村良一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様



第23号発議案

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者 建設公安委員長 宮崎悦男

新潟県議会議長 岩村良一様

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を 求める意見書

高齢者による重大事故が多発し、社会問題となっている。高齢者に対し運転免許の自主返納を促す取組も各地で行われているが、公共交通の利便性が低い地域では、自家用車のない生活は現実的にかなり難しい状況がある。

公共交通は国民生活及び経済活動にとって不可欠な社会基盤である。人口減少・少子高齢化の進展により、地域コミュニティの崩壊が懸念される中、限界集落やいわゆる「買物弱者」等への対応や、地球温暖化といった環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割は、ますます重要になっている。交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつあるが、一方で、地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めがかかっておらず、交通事業者の企業努力も限界に達している。

地域公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域経済・社会をつくっていくためにも、公共交通に対する財政支援の拡充が求められている。しかしながら、急激に高齢化と人口減少が進む地方においては、自治体の財政もより一層厳しさを増し、公共交通に対する支援も大きな負担となっている。

よって国会並びに政府におかれては、地域公共交通の維持・充実のため、国の財政支援措置を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

新潟県議会議長 岩村良一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	赤羽一嘉様

原案可決

全会一致

第24号発議案

新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者	富	樫	一	成	笠	原	義	宗	中	村	康	司
	高	橋	直	揮	宮	崎	悦	男	皆	川	雄	二
	佐	藤		純	上	杉	知	之	大	湊		健
	重	川	隆	広	片	野		猛	安	沢	峰	子

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 岩村良一様

新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例

(議員報酬の月額の特例)

第1条 議長、副議長及び議員（以下「県議会議員」という。）に係る令和元年11月1日から令和5年4月29日までの間（以下「特例期間」という。）の議員報酬の月額は、新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

(期末手当の額の特例)

第2条 県議会議員に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

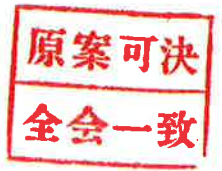
(政務活動費の月額の特例)

第3条 会派に係る特例期間の政務活動費の月額は、新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「政務活動費交付条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 県議会議員に係る特例期間の政務活動費の月額は、政務活動費交付条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。



第25号発議案

あおり運転、ながら運転等の撲滅に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和元年10月11日

提出者	河原井 拓也	富 樫 一成	笠 原 義宗
	中 村 康司	高 橋 直揮	宮 崎 悦男
	皆 川 雄二	佐 藤 純	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 岩 村 良 一 様

あおり運転、ながら運転等の撲滅に関する意見書

ドライバーがスマートフォンなどを使用しながら車を走行させる、いわゆるながら運転による死亡事故が相次ぎ、遺族から罰則強化を求める声が上がっていたことを受けて、政府は、ながら運転について、厳罰化する改正道路交通法の施行令を閣議決定している。

危険な走行は、ながら運転ばかりではなく、近年、悪質なあおり運転による死亡事故が発生し、社会問題化している中で、昨年、大阪府堺市で大学生のバイクにあおり運転で車を追突させ、死亡事故を起こし殺人罪に問われた事件に係る控訴審判決において、一審の殺人罪適用判断を支持する判決が出ている。

また、本年8月には、茨城県の常磐自動車道で男性があおり運転を受け、本線上で強制的に停車させられた後に殴られて負傷した事件が発生している。これまで、あおり運転については、車間距離不保持などの道路交通法違反や暴行罪が適用されてきたが、茨城県警察は悪質性を重くみて、より刑罰の重い強要罪の適用に踏み切ったとされている。

ながら運転や、あおり運転などで、何ら罪のない人を死亡させるような事故を二度と起こしてはならず、あおり運転などに対しては厳しく対処しなければならない。

一方、どのような状況下であっても、絶対にあおり運転を容認するものではないが、高速道路等での追い越し車線における居座りなど、交通の安全と円滑な流れに反する行為が、あおり運転を誘発しているとの指摘もなされている。運転者本人が気づかずに、そうした行為を行ってしまうことも否めず、交通ルールの再確認と運転マナーの向上を図らなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、国民の生命を守り、安全で安心な社会の構築に向けて、重大事故を誘発する恐れのある悪質なながら運転や、あおり運転などの撲滅に向けて、厳罰化や法的根拠を明確にすることを強く要望する。併せて、あおり運転を誘発させる運転を行うことのないよう、交通ルールや運転マナーの向上に向けた対応を強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月11日

新潟県議会議長 岩村良一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
法務大臣	河井克行様
国家公安委員会委員長	武田良太様